

付属資料

第4次南国市総合計画後期基本計画策定経緯

令和2年 4月	第1回行政計画策定委員会（24日）
7月	第1回南国市行政計画審議会（30日） ・第4次南国市総合計画後期基本計画の策定に向けて ・検討部会の設置について
10月	ひとづくり部会（27日） しごとづくり部会（30日）
11月	まちづくり部会（2日）
12月	第2回行政計画策定委員会（15日） 第2回南国市行政計画審議会（24日）
令和3年 3月	第3回行政計画策定委員会（30日）
4月	第1回南国市行政計画審議会（13日） 南国市行政計画審議会委員の委嘱・任命（16日） パブリック・コメントの実施（22日～5月21日）
5月	第2回南国市行政計画審議会（27日）
6月	後期基本計画を6月定例会へ報告

第4次南国市総合計画後期基本計画について(答申)

答 申

南国市の第4次総合計画は、基本構想において「『ひと』が輝く 『地域』が輝く 『まち』が輝く 南国市」をまちづくりの基本理念に据え、南国市の将来像を「緑とまち 笑顔あふれる 南国市」と定めています。そして、これを実現するために、「安全・安心のまち」、「健康・福祉のまち」、「産業・交流のまち」、「教育・文化のまち」、「協働・連帯のまち」の5つの基本目標を定めています。

後期基本計画は、前期基本計画の総括と新型コロナウイルス感染症の影響による未曾有の社会変化、国際連合の持続可能な開発目標（SDGs）に代表される新たな世界的潮流を踏まえ、基本構想で掲げた5つの基本目標を実現するため、行政の各分野の取組を体系的に示しています。

本審議会は、市長より諮問を受けた後期基本計画原案について、慎重に審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当であると認め、下記の意見を付して答申します。

市長には、審議会の答申の趣旨を尊重し、本計画の実施にあたり格段の努力と積極的な取組を強く要望します。

記

本後期基本計画の計画期間である令和3年度から令和7年度までの5年間は、これまで取り組んできた人口減少に歯止めをかける地方創生の取組を強化継続することに加え、戦後我々が経験したことのない社会変化をもたらした新型コロナウイルスにどう向き合い、克服するかが将来の活力ある南国市を築くため大きく問われる期間となります。基本構想に掲げる南国市の将来像を実現するためには、基本計画に定めた5つの基本目標に向けた各施策の推進が不可欠ですが、これまで以上に状況の変化を的確に捉えた迅速な対応と施策推進が求められます。

特に感染症の克服に向けての施策の推進にあたっては、第一にワクチン接種や感染拡大防止など市民の健康をまもる取組を確実に実施するとともに、経済的な影響を大きく受ける産業分野を中心とした企業・事業者への時機をとらえた的確な支援を通じた地域の雇用と経済の下支え、及び家計支援を行い、市民生活に「日常」を取り戻すことが重要です。その上で、感染症後においても不可逆性をもって存続するであろう今般の社会変化を前提とした地方創生の取組を着実に進めていただきたい。

また、本計画を実施するにあたっては、明確な目標を設定し、その進行管理を徹底し、市民が共有して目標の実現を目指していく体制を整え、市民や市民団体と行政、そして産業界や教育機関、あるいは金融機関や報道機関など、幅広い分野との連携・協働を図りながら、すべての人と組織が一体となって取り組んでいくことを要請します。

令和3年5月27日
南国市行政計画審議会
会長 赤池 慎吾

南国市長 平山 耕三 様

南国市行政計画審議会委員名簿

区分別・五十音順、敬称略

氏 名	所 属・役 職	区 分 条例第3条
土居 秀臣	高知県産業振興推進部地域産業振興監（物部川地域担当）	1号委員
村田 功	南国市副市長	1号委員
赤池 慎吾	高知大学次世代地域創造センター地域コーディネーター	2号委員
大井田 典子	南国市教育委員	2号委員
長山 和史	高知工業高等専門学校地域連携センター長 （平成31年4月16日～令和3年4月15日）	2号委員
秦 隆志	高知工業高等専門学校地域連携センター長 （令和3年4月16日～令和5年4月15日）	2号委員
今井 まち	南国市農業委員	3号委員
岡林 八重美	物部川DMO協議会事務局チーフマネージャー	3号委員
垣内 育男	高知県農業協同組合土長地区常務理事	3号委員
杉村 寛	南国市商工会会長	3号委員
田島 肇	高知県工業会	3号委員
山本 弘志	南国市観光協会会長	3号委員
長山 由里香	南国市食生活改善推進協議会会長（令和2年7月30日～）	4号委員
西岡 義之	南国市自主防災組織連合会会長	4号委員
岡本 光平	南国青年会議所理事長（～令和3年4月13日）	4号委員
濱田 征太郎	南国青年会議所理事長（令和3年4月13日～）	4号委員
川村 忠義	南国市公民館連絡協議会会長	5号委員
山崎 昇	集落活動センター・チーム稲生会長	5号委員
白山 早苗	南国市男女共同参画推進委員	6号委員
竹村 明	南国市社会福祉協議会会長	6号委員
溝渕 泰志	南国市金融団代表者（四国銀行南国支店長） （令和2年7月30日～）	6号委員
濱口 聰	一般公募（平成31年4月16日～令和3年4月15日）	7号委員
結城 美沙	一般公募（平成31年4月16日～令和3年4月15日）	7号委員
佐々木 裕	一般公募（令和3年4月16日～令和5年4月15日）	7号委員
久川 創	一般公募（令和3年4月16日～令和5年4月15日）	7号委員

任期 ①平成31年4月16日～令和3年4月15日

②令和3年4月16日～令和5年4月15日

南国市行政計画審議会条例

平成27年3月31日

条例第11号

(設置)

第1条 南国市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画（以下「行政計画」という。）に係る諮問機関として、南国市行政計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、行政計画の策定、改訂及び実施並びに行政計画に関連する施策に関し、必要な調査、審議及び検証を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 行政関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 産業関係者
- (4) 市民組織の代表
- (5) 地域的代表
- (6) 識見を有する者
- (7) 市民からの応募による者
- (8) 市の職員
- (9) その他市長が認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員を委嘱し、又は任命された後に、選任の事由となった身分を失った者は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その

職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、第3条第2項の規定による委員の委嘱又は任命後の最初に行われる会議については、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(昭和34年南国市条例第39号)の別表のその他の委員の規定を適用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 南国市振興計画審議会条例(昭和44年南国市条例第1号)は、廃止する。

南国市行政計画策定委員会委員名簿(令和2年度)

所 属	職 名	氏 名
委員長	副市長	村田 功
副委員長	参事兼企画課長	松木 和哉
副市長	副市長	三木 敏生
会計課	会計管理者兼会計課長	秋田 節夫
総務課	参事兼総務課長	中島 章
財政課	参事兼財政課長	渡部 靖
危機管理課	危機管理課長	山田 恭輔
情報政策課	情報政策課長	竹村 亜希子
税務課	税務課長	高野 正和
市民課	市民課長	崎山 雅子
子育て支援課	子育て支援課長	溝渕 浩芳
長寿支援課	長寿支援課長	島本 佳枝
保健福祉センター	保健福祉センター所長	土橋 愛
環境課	環境課長	谷合 成章
農林水産課	農林水産課長	古田 修章
農地整備課	農地整備課長	田所 卓也
商工観光課	商工観光課長	長野 洋高
建設課	建設課長	濱田 秀志
地籍調査課	地籍調査課長	横山 聖二
都市整備課	都市整備課長	若枝 実
住宅課	住宅課長	山崎 伸二
福祉事務所	福祉事務所長	池本 滋郎
学校教育課	教育次長兼学校教育課長	伊藤 和幸
生涯学習課	生涯学習課長	中村 俊一
上下水道局	上下水道局長	橋詰 徳幸
議会事務局	議会事務局長	公文 知子
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	弘田 明平
監査委員事務局	監査委員事務局長	天羽 庸泰
消防本部	消防長	小松 和英
消防本部	次長兼警防課長	宮本 範和

消防本部	総務課長	岩崎 充峰
消防本部	予防課長	棚橋 千浩
消防署	署長兼北部出張所長	河村 直知

南国市行政計画策定委員会規程

昭和52年6月1日

訓令第1号

改正 昭和62年1月7日訓令第5号

平成6年4月20日訓令第5号

平成10年3月16日訓令第2号

平成19年3月15日訓令第1号

(設置)

第1条 南国市の行政に関する計画の策定その他重要な事項を調査し審議するため、南国市行政計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は企画課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、参事、会計管理者及び所属長のうちから市長が任命する。

(任務等)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 市の基本方針及び基本計画に関すること。

(2) 市の行政機構及び行政事務の改善に関すること。

(3) その他市の行政に関する重要な事項

2 委員長は、前項の審議事項について調査、研究し、市長に報告する。

3 委員長は、審議事項が複雑かつ精密な調査を要するものについては、専門部会を置くことができる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代理する。

(任期)

第5条 委員及び専門部会員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会議等)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 委員長及び専門部会長は、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることが

できる。

(専門部会)

第7条 専門部会員は、委員長が職員のうちから任命し、専門部会長は、審議事項の分掌課長が担当する。

2 専門部会長は、専門部会を代表し、専門部会の会議の議長となる。

(事務処理)

第8条 委員会の事務は、企画課において処理する。ただし、特別な審議事項については、担当課において庶務を分掌する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 南国市行政計画策定委員会規程（昭和44年南国市訓令第3号）は、廃止する。

附 則（昭和62年訓令第5号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年訓令第5号）

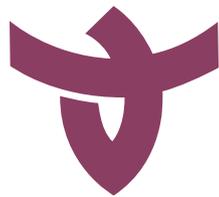
この規程は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成10年訓令第2号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）抄

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。



NANKOKU CITY

編集・発行：南国市

〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301番地

TEL：088-863-2111（代表）

FAX：088-863-1167

URL：<https://www.city.nankoku.lg.jp/>